

発生要因をふまえた 高齢者虐待防止の取組

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

権利擁護委員会

鹿児島県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム

社会福祉士 西野 浩朗

権利擁護としての高齢者虐待対応

権利擁護としての虐待対応は、虐待が疑われる状態(不適切ケア)、あるいは既に虐待を受けている高齢者及びその世帯に早期に関わることで虐待(疑念)を発見し、迅速かつ適切な対応を行うことで、虐待(疑念)の悪化・長期化を防ぎ、二度と虐待(疑念)を起こさないよう、虐待(疑念)の再発防止・未然防止策につなげていくことである。

第一次予防 未然防止

- ・高齢期・介護等が発生する前、施設開設・職に就く前等から、虐待(疑念)をしない・受けしないよう対策を実施

第三次予防 再発防止

- ・虐待(疑念)が二度と起きないように対策を実施

第二次予防 悪化防止

【早期発見】
【迅速且つ適切な対応】

虐待(疑念) 発生リスク要因保持者
被虐待者及び養護者に対し、
早期発見・早期介入することで、
虐待(疑念)事象の悪化・長期化を防止し
虐待(疑念)の解消・生活の安定を図る

居宅介護支援事業所と訪問介護事業所職員による身体拘束 (身体的虐待)

○手順を経していない身体拘束は身体的虐待であるとし、介護保険法の「人格尊重義務違反」であるとして、6カ月の営業停止

- ・居宅介護支援事業所の管理者兼ケアマネジャーがバイク用のチェーンで外側から施錠していた。

- ・両事業所とも本人や本人家族等の了解は得ておらず、また、ケアマネジャーは地域包括支援センター等にも相談をしていなかった。

- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止について両事業所とも事業所内研修が行われていたものの、自分たちの活動と、その研修内容について結び付けて考えることができていなかった。



介護保険法に基づく施設・事業所の指定取消等処分状況 ～人格尊重義務違反 R3～R1

年度	R3	R2	R1
件数	15	12	14
処分	<ul style="list-style-type: none"> ・取消(1) ・全部停止(3) ・一部停止(11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取消(3) ・一部停止(9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取消(4) ・一部停止(10)
種別	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(2) ・短期入所生活介護(2) ・介護予防短期入所生活介護(1) ・認知症対応型共同生活介護(4) ・介護予防認知症対応型共同生活介護(2) ・介護老人福祉施設(2) ・地域密着型通所介護(1) ・小規模多機能型居宅介護(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(3) ・居宅介護支援(1) ・短期入所生活介護(1) ・認知症対応型共同生活介護(4) ・介護老人福祉施設(2) ・地域密着型介護老人福祉施設(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(3) ・居宅介護支援(2) ・通所介護(1) ・通所リハ(1) ・介護予防通所リハ(1) ・訪問看護(1) ・介護予防訪問看護(1) ・認知症対応型共同生活介護(2) ・介護老人福祉施設(2)
主な不正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・居室外側から施錠、冊で囲む、つなぎ服、ミトン、抑制ベルト等の身体拘束 ・サービスを提供せず、遺体を遺棄 ・飲食物に下剤を混入させ、下痢症状を発症させた ・身体に落書きをした ・利用者を床に寝かせ、胸をつかみ、裸の写真を撮り、職員間で共有した 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室外側から施錠、玄関ドアに外鍵、つなぎ服、ミトン、帯紐やズボンの紐でベット冊に結びつける等の身体拘束 ・入所者の頭を叩く ・多額の前払金を受領 ・主食とおかずを混ぜて食べさせる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・四肢の固定等過剰な身体拘束、利用者の行動制限、ドアに外側からチェーン錠をかけた ・転落後3時間放置し救急対応を行わず ・お金の搾取 ・他の入居者の薬を飲ませた

* 「不正の概要」には、人格尊重義務違反以外の概要も含まれる

* 自治体からの報告等を踏まえて作成

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B --- C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見制度の首長申立"]; style C stroke-dasharray: 5 5;</pre>	[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; B --- D["①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2"]; C --- E["①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表"]; style D stroke-dasharray: 5 5; style E stroke-dasharray: 5 5;</pre>

※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認
※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定しています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」R5.3 厚生労働省老健局 p5.)

Abuse = 「虐待」 「そまつに扱う」 「酷使」 「悪用」

Maltreatment = 「虐待」 「酷使」 「冷遇」

「Mal」 = 「悪い」 「不良」 「不」 「不完全な」

「treatment」 = 「扱い」 「待遇」

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

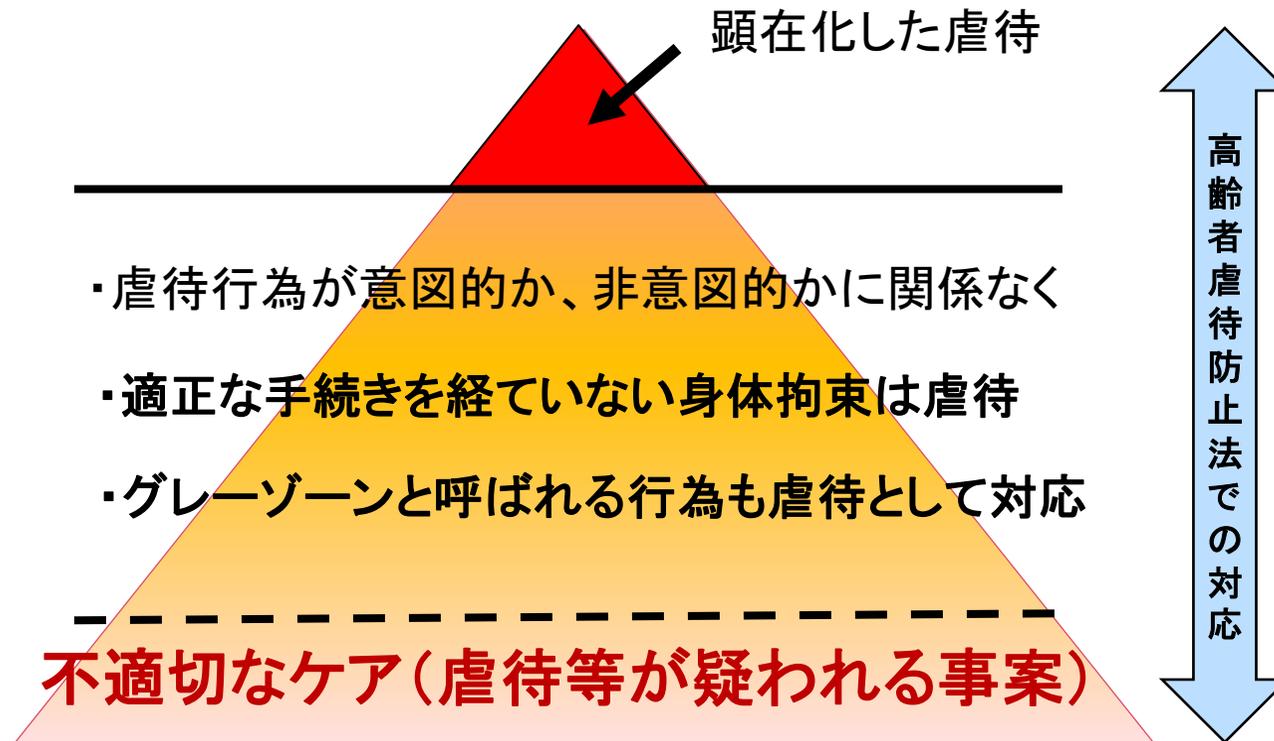
「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあつては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



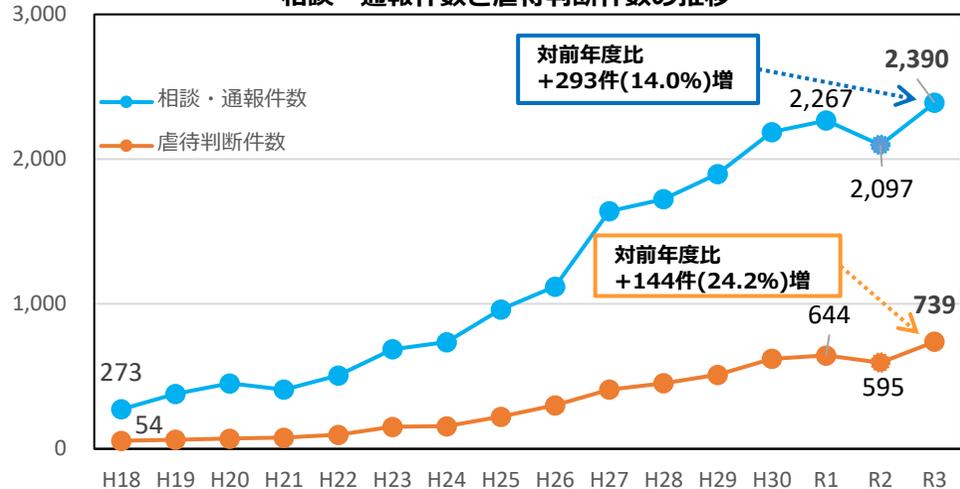
(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

- ・認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に対するガイドライン(概要)」(令和5年5月こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf)を参考に作成

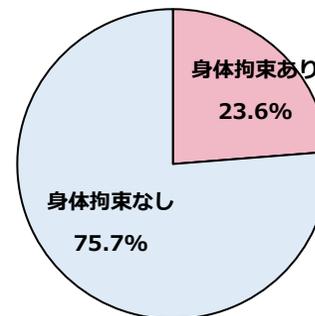
高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和3年度） （養介護施設従事者等による虐待）

(件/年度)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待に該当する身体拘束の有無



市町村ごとの相談・通報件数と虐待判断の分布

	相談・通報件数		虐待判断件数	
	市町村数 (件)	割合 (%)	市町村数 (件)	割合 (%)
実施数	1,152	66.2	1,415	81.3
0件	1,152	66.2	1,415	81.3
1件	253	14.5	189	10.9
2~4件	217	12.5	113	6.5

市町村ごとの相談・通報件数と虐待判断の分布

事実確認を行っていない事例		判断に至らなかった事例	
事実確認不要と判断	51件	サービス提供上問題があるが、虐待は確認できない	175件
事実確認を予定、要否を検討中	115件	事実確認継続中	166件
その他(※)	120件	通報内容、虐待事実が確認できない	116件

※「情報不足」41件、「家族・通報者等の拒否」20件、「既存情報・間接的情報により要否を判断」14件、「他自治体・他制度担当」11件等

虐待が発生した施設・事業所の研修実施と委員会の設置

虐待発生件数	職員に対する研修実施	虐待防止委員会の設置
739件	570件(77.1%)	428件(57.9%)

養介護施設従事者等による虐待	
被虐待者	男性390人(28.6%) 女性974人(71.3%) 不明2人(0.1%)
虐待者	男性 52.2% 女性 45.2% ※介護従事者男性割合 18.8%
相談・通報者	当該施設職員が29.8%で最多、次いで当該施設管理者等が16.3%
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで4.5日 虐待判断まで35日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 56.2% 職員のストレスや感情コントロールの問題 22.9%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 51.5% (身体拘束有 24.3%)、心理的虐待 38.1% 介護等放棄 23.9%、経済的虐待 4.0%、性的虐待 3.5%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 30.9% 有料老人ホーム 29.5% グループホーム 13.5% 介護老人保健施設 5.3% 《虐待等による死亡事例》 1件 2人 (対前年度比 2件 1人減)

虐待防止措置義務違反（**法第20条違反**） ・ 通報義務違反（**法第21条違反**）

○虐待防止措置義務違反

・ 第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。**

○通報義務違反

・ 第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

介護保険法施行令 第35条の5（指定の取消し等に係る法律）

法第77条第1項第10号、第78条の10第12号、第84条第1項第10号、**第92条第1項第10号**、第104条第1項第9号、第114条の6第1項第9号、第115条の9第1項第9号、第115条の19第11号、第115条の29第9号及び第115条の45の9第6号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

（中略）

25 **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**

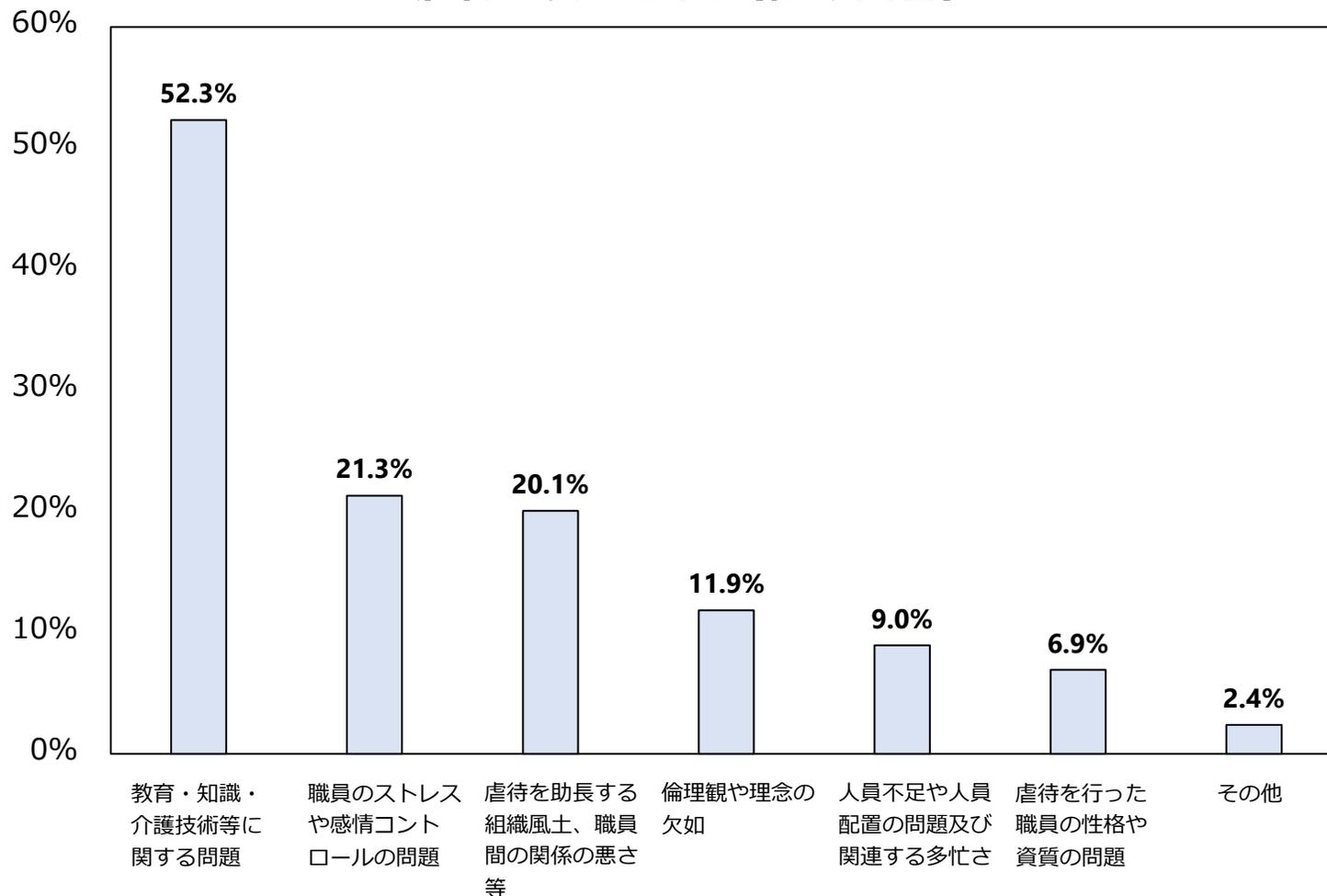
養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>* 「暴行とは・・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）</p>	<p>①暴力的行為（殴る、蹴る、やけどさせる、無理やり車両に乗降させるなど）*</p> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず高齢者を乱暴に扱う行為（医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、介護がしやすいように、職員の都合でベッドなどへ抑えつけるなど）</p> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制（家族からの要望等で高齢者の自宅に外鍵をかえて外出できないようにするなど）</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為（体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど）</p> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（必要な受診をさせない、処方通りに服薬させない、必要な介護計画等の見直しを怠るなど）</p> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為（ナースコール等を使用させないなど）</p> <p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置（高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言いつつその後の対応をしない、必要なセンサー電源を切る）</p> <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること（施設管理者や主任等が通報義務や虐待防止措置義務等を怠るなど）</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①威嚇的な発言、態度（怒鳴る、脅すなど）</p> <p>②侮辱的な発言、態度（「死ぬ」「臭い」「汚い」と言う、子ども扱いなど）</p> <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（ナースコールを無視するなど）</p> <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為（本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をするなど）</p> <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為（外部との連絡を遮断させるなど）</p> <p>⑥その他（カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など）</p>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど）</p>
経済的虐待	<p>高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>本人の合意なしに又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要するなど）</p>

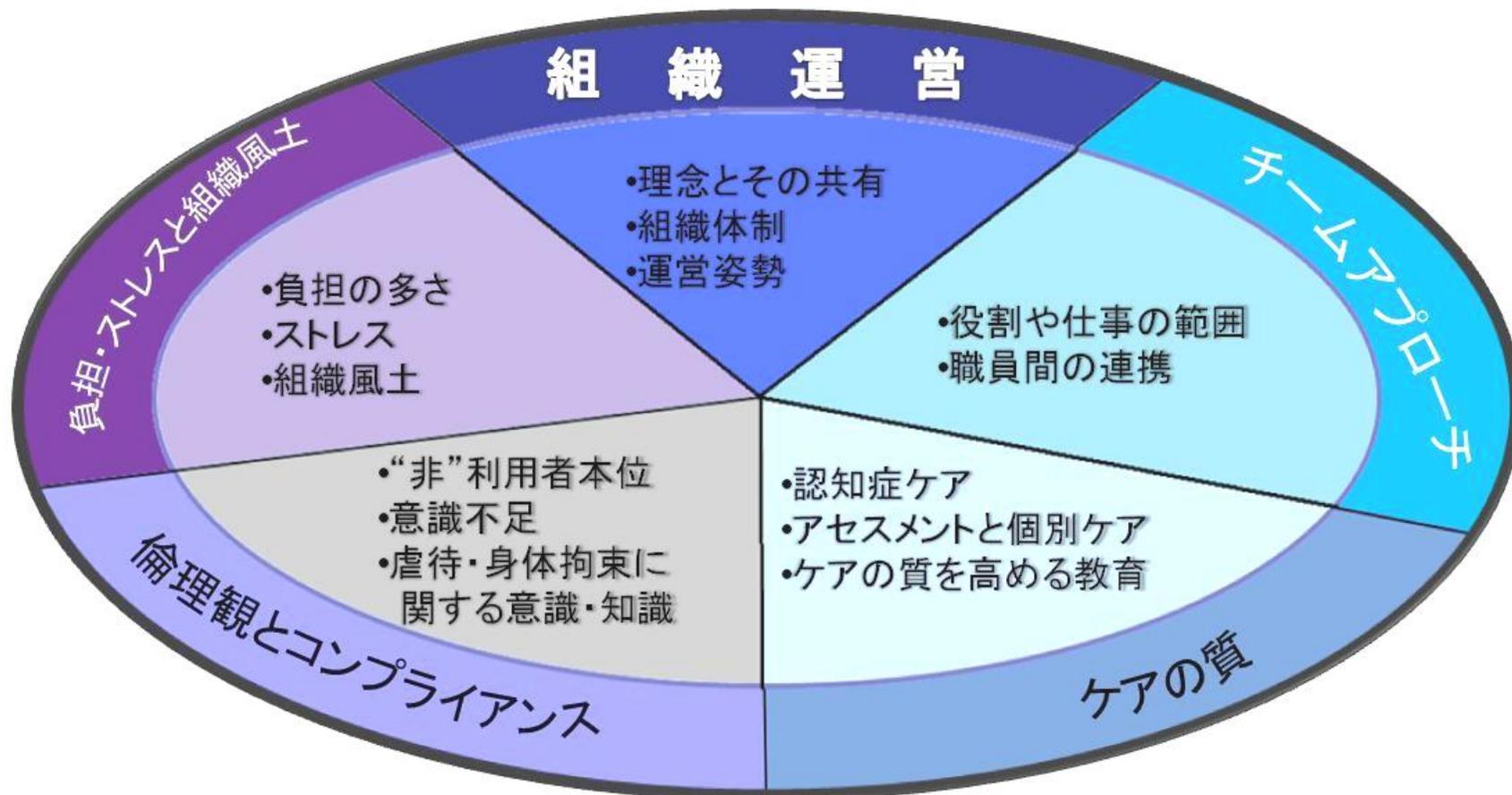
養介護施設従事者等による虐待（虐待の発生要因）

○ 虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が52.3%と最も多く、次いで「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が21.3%となっている

虐待の発生要因（複数回答）



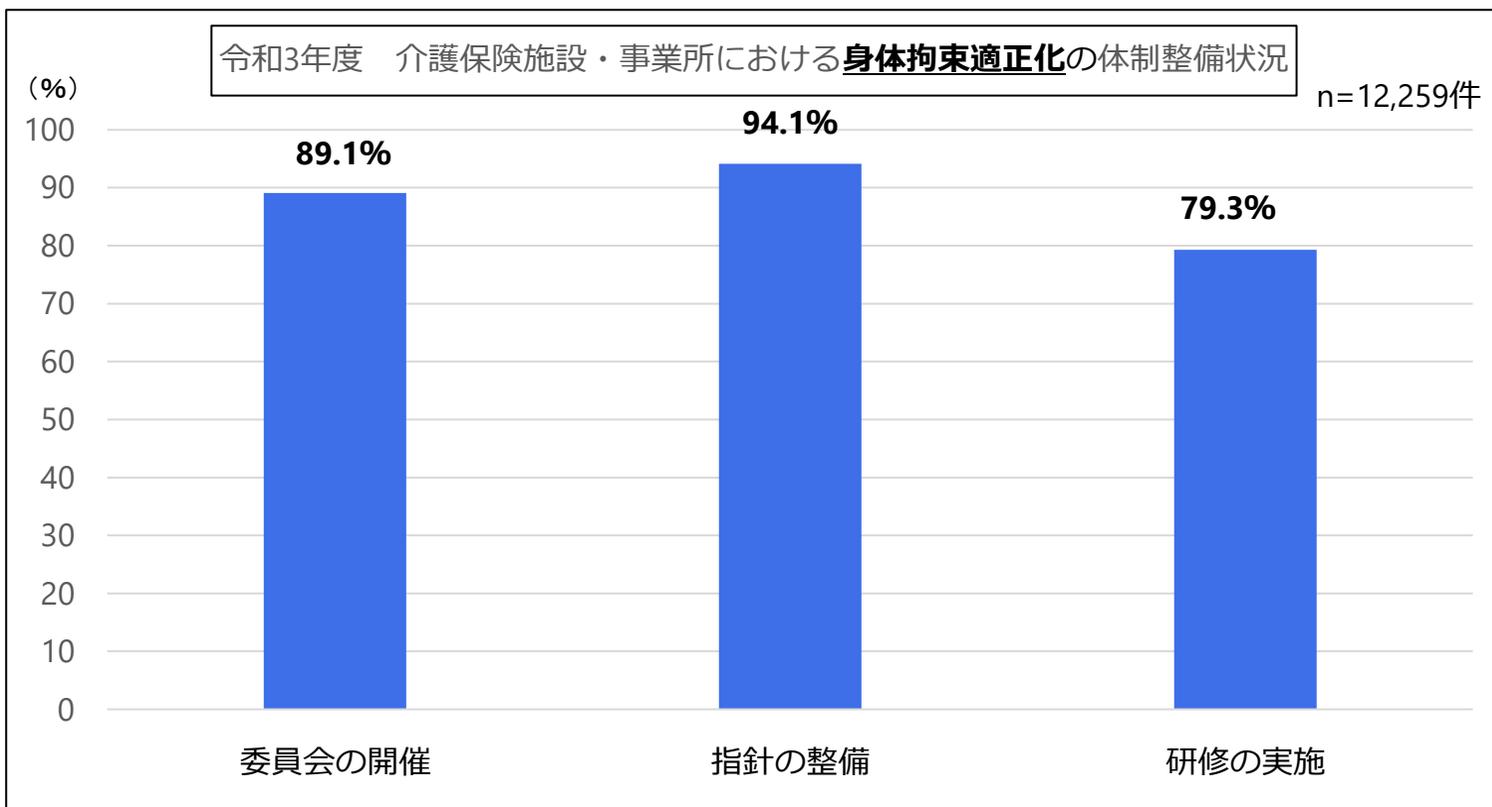
【参考】養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



☆作成にあたり三瓶徹氏(北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長)作成資料を参考にした
認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業、p17より。

令和3年度 介護保険施設・事業所における身体拘束適正化のための体制整備状況 (各項目別)

○令和3年度の介護保険施設・事業所における身体拘束適正化体制の整備状況においては、平成18年度に介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算が新設され、平成30年度に身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率が見直されてから期間が経過している状況にあり、8割～9割近い整備状況にはあるが、1項目でも未整備であれば減算対象となるため、指導の強化が必要である。



注) ・本調査結果は、令和3年度のコロナ渦による影響を考慮する必要がある。

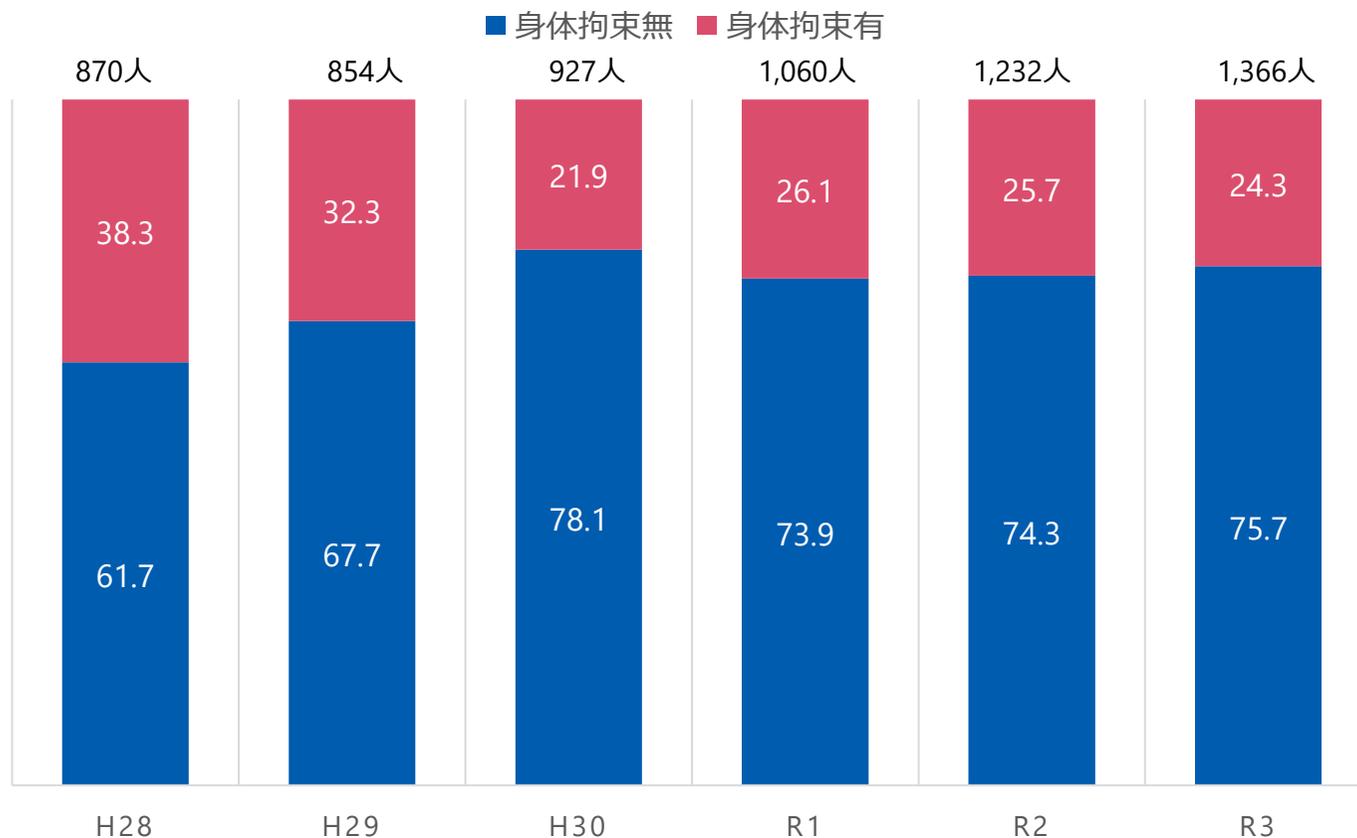
・身体拘束適正化体制整備状況の調査対象は、身体拘束廃止未実施減算適用施設である。

出典)令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」
社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター,p14,17~20より作成。

養介護施設従事者等による身体拘束

○ 養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合に規定されている手続きを経していない養介護施設従事者等による身体拘束（身体的虐待）が、例年2割から3割発生し続けている。

養介護施設従事者等による身体的虐待と判断された身体拘束の有無の割合（%）



身体的拘束等の適正化の推進

- 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

各種の施設系サービス、居住系サービス

- 身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

身体拘束廃止未実施減算 <改定前>  <改定後（現行）>（※居住系サービスは「新設」）

5単位／日減算 10%／日減算

【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。
- 身体拘束ゼロへの手引きにあげられている11項目は、あくまでも例示であり、他にも該当する行為があることに注意。
- **身体拘束とは、「高齢者本人の行動の自由を制限」することである。**

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出所：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より引用

令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き 追補版」
「介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業」株式会社日本総合研究所より

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務づけられている(2年間保存)。

身体拘束がもたらす多くの弊害

○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

○精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

○社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

「介護保険施設等の指導監督について」①

○令和4年3月31日老発0331第6号老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」発出により、平成18年10月23日老発102001号老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」は廃止され、「別添1介護保険施設等指導指針」に**運営指導から監査への変更の契機として高齢者虐待等に関する事項を加える**とともに、「別添2介護保険施設等監査指針」に、**基準改正により虐待防止に関する事項が盛り込まれたことを踏まえ、監査方針として人格尊重義務違反を明記**した。

別添1 介護保険施設等指導指針 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>第6 監査への変更 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。</p> <p>1 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</p> <p>2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</p> <p>3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</p> <p>4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</p>	<p>第6 監査への変更 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。</p> <p>(1) <u>著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合</u></p> <p>(2) <u>報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合</u></p>

* 介護保険最新情報 Vol.1061「介護保険施設等の指導監督について(通知)の送付について」

「介護保険施設等の指導監督について」②

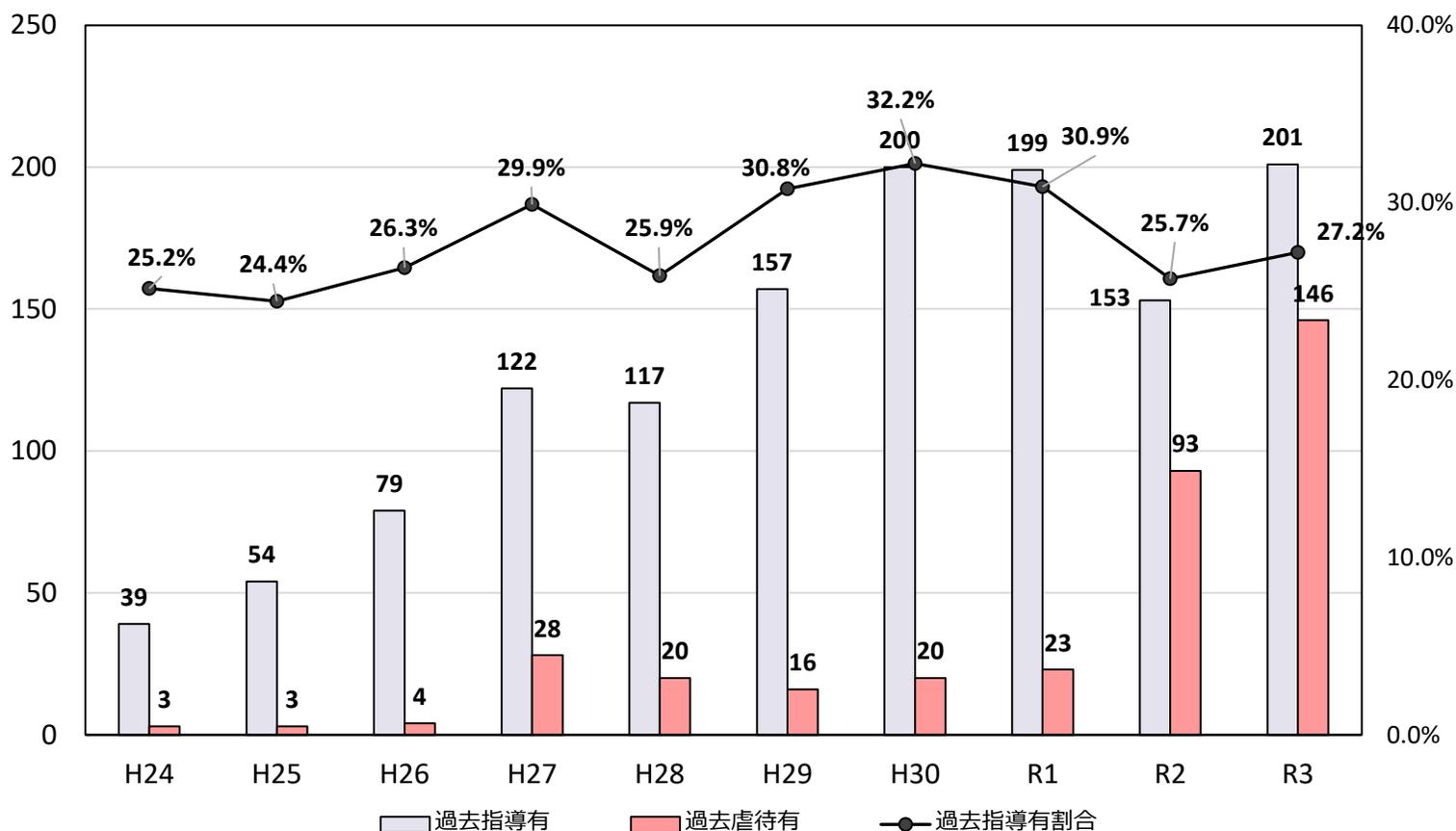
別添 2 介護保険施設等監査指針 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>第2 監査方針</p> <p>監査は、<u>介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、都道府県知事及び市町村長が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っている</u>と認められる場合若しくは<u>その疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合</u>（以下「<u>指定基準違反等</u>」という。）、<u>又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合</u>（以下「<u>人格尊重義務違反</u>」という。）において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「<u>立入検査等</u>」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。</p> <p>第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準</p> <p>監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等 <u>又は人格尊重義務違反</u>の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。</p> <p>1 要確認情報</p> <p>(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報</p> <p>(2) <u>市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>第2 監査方針</p> <p>監査は、<u>指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等</u>（以下「<u>サービス事業者等</u>」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、都道府県及び市町村が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「<u>指定基準違反等</u>」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。</p> <p>第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準</p> <p>監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。</p> <p>1 要確認情報</p> <p>(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報</p> <p>(2)～(5) 略</p>

養介護施設従事者等による虐待（過去の指導や虐待の有無）

- 虐待が認められた施設・事業所のうち、過去に虐待があった件数（虐待の再発）は増加傾向にある。

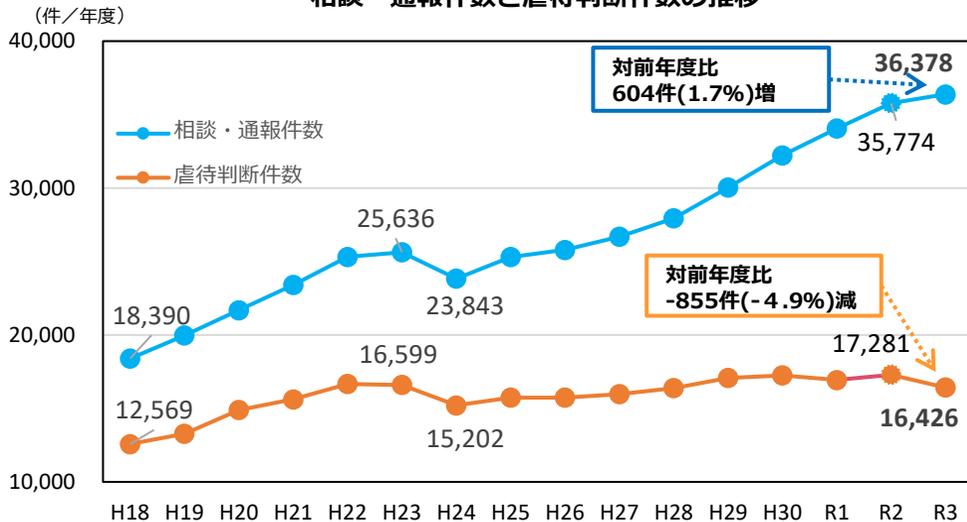
虐待が認められた施設・事業所における、過去の指導や虐待の有無



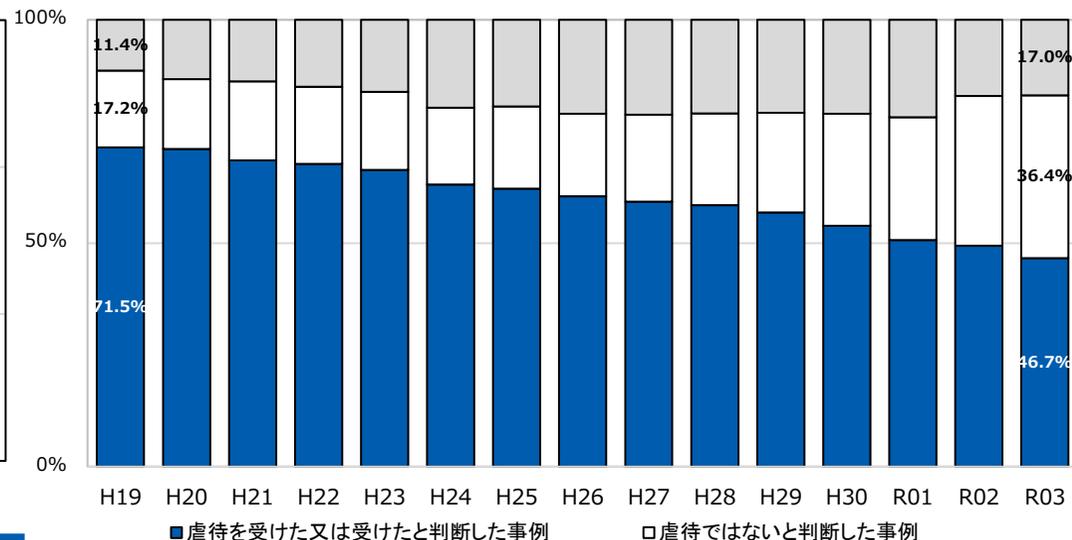
平成24年～令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）より作成

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和3年度） （養護者による虐待）

養護者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待の有無の判断

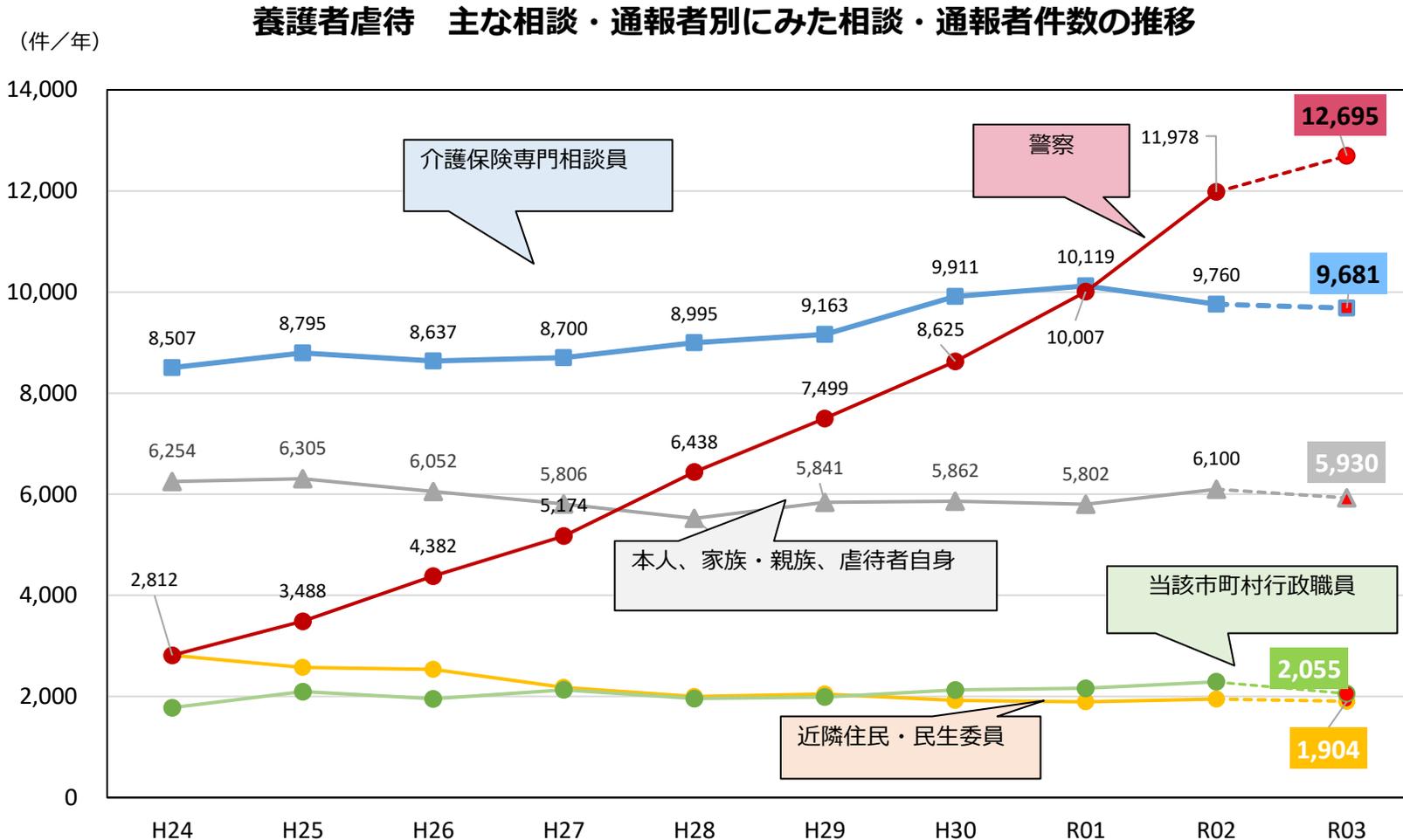


養護者による虐待	
被虐待者	男性4,097人(24.4%) 女性12,713人(75.6%) 不明0名(0.0%)
虐待者	息子 38.9% 夫 22.8% 娘19.0%
相談・通報者	警察が32.7%で最多。次いで介護支援専門員が24.9%。
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで0日(即日) 虐待判断まで2日
主な発生要因	被虐待者の認知症の症状 55.0% 虐待者の介護疲れ・介護ストレス 52.4% 虐待者の精神状態が安定していない 48.7%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護等放棄 19.2% 経済的虐待 14.3%、性的虐待0.5%
その他	《虐待等による死亡事例》 37件 37人(対前年度比 12件 12人増)

虐待の判断に至らなかった理由	件数	割合(%)
通報内容、虐待事実が確認できず	1,379件	23.2
情報が不足	861件	14.5
家族間・親族間のトラブル、近隣トラブル	521件	8.8
本人の疾病や障害、精神的不安	360件	6.1
養護者の疾病や障害、精神的不安	249件	4.2
虐待までとは言えない、不適切な行為等	217件	3.7
一時的な状態、突発的な行為等	213件	3.6
被養護者・養護者に該当しない	280件	4.7

養護者による虐待の主な相談・通報者別にみた相談・通報者件数の推移

- 相談・通報者の内訳として、「警察」が32.7%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が24.9%となっている。



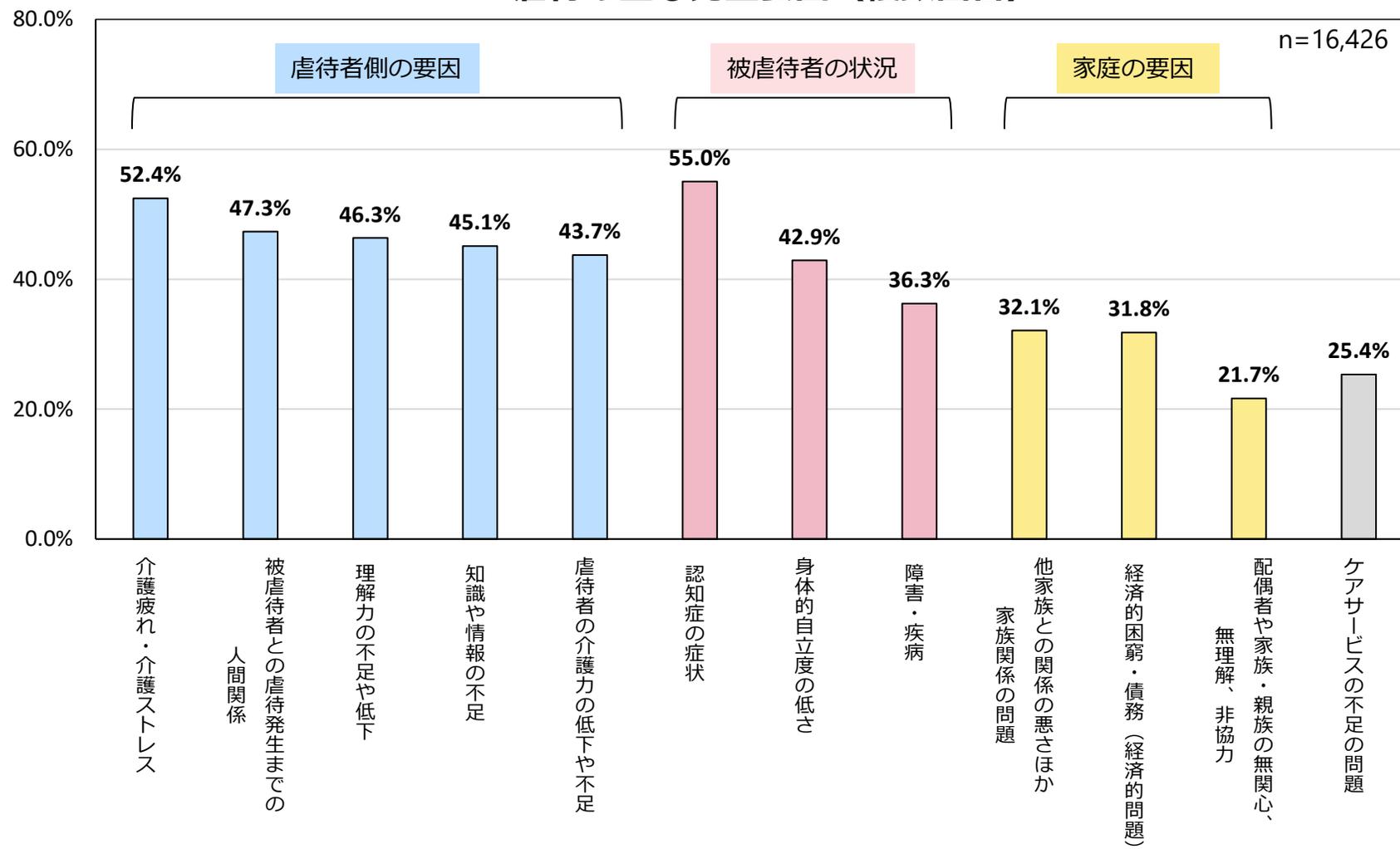
養護者による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>*「暴行とは・・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）</p>	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為（殴る、蹴る、やけど、打撲させる、刃物や器物で外傷与える）</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為(本人に向けて物を壊したり、投げつけたり、刃物を近づけたり、振り回したりする) *</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に扱う行為（医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリの強要、無理やり食事を口に入れる）</p> <p>④本人の行動を制限、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為（身体拘束し、動きを制限、つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする、意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する、外鍵をかけて閉じ込める、長時間家の中にいれない）等</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること</p>	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること（脱水症状や栄養失調状態、劣悪な住環境で生活させるなど）</p> <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する(処方通りの服薬をさせない、入院や治療が必要にもかかわらず、病院や施設から連れ去る)。</p> <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する(孫の金の無心や暴力を放置)等。</p>
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること(言動を嘲笑、排泄の失敗などを人前で話して恥じをかかせる、怒鳴る、ののしる、子どものように扱う、家族や親族。友人等との団らんから排除する) など</p>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性器を写真に撮る、スケッチをする、セックスを強要する、わいせつな映像や写真を見せる、自慰行為を見せる）など</p>
経済的虐待	<p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>本人の合意なしに又は判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人に無断で売却、自分の借金返済等のために無断で使用、入院や介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する、世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する)</p>

養護者による虐待の主な発生要因

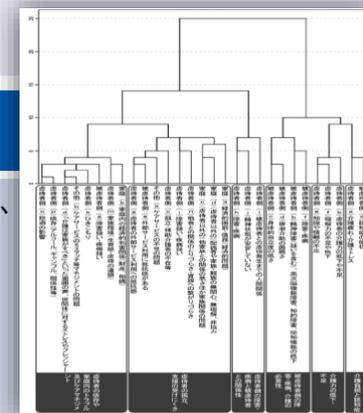
- 虐待の主な発生要因としては、被虐待者の状況として「被虐待者の認知症の症状」、虐待者側の要因として「介護疲れ、介護ストレス」や「被虐待者との虐待発生までの人間関係」などが挙げられている。

虐待の主な発生要因（複数回答）



養護者による虐待の発生要因の分析

- 養護者による虐待の発生要因選択肢のクラスタリングを目的に、階層的クラスタ分析を実施。分析結果、6クラスタ解を採用。養護者（虐待者）自身の持つ課題があり、高齢者（被虐待者）の認知症や身体的自立度の低さ等からくる介護の負担を抱え、他親族の無関心やサービス利用への抵抗感等から**養護者も高齢者も孤立していることが伺える。**



	特 徴	虐待発生要因選択肢
①	虐待者の依存や家庭内のトラブル及びケアマネジメント	虐待者側：飲酒の影響、依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）、「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー、家族環境（生育歴・虐待の連鎖） その他：ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題 被虐待者側：障害疑い・疾病疑い 家 庭：家庭内の経済的利害関係（財産、相続）
②	虐待者の孤立、支援の受けにくさ	虐待者側：虐待者の外部サービス利用への抵抗感、孤立・補助介護者の不在等、障害疑い・疾病疑い、他者との関係のとりづらさ・資源へのつながりづらさ 被虐待者側：外部サービス利用に抵抗感がある 家 庭：（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題、配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力、経済的困窮・債務（経済的問題） その他：ケアサービスの不足の問題
③	虐待者側の障害・疾病と被虐待者との関係性	虐待者側：疾病・障害、精神状態が安定していない、被虐待者と虐待発生までの人間関係
④	被虐待者側の障害・疾病、介護の必要性	被虐待者側：障害・疾病、精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下、排泄介助の困難さ、身体的自立度の低さ
⑤	介護力の低下・不足	虐待者側：虐待者の介護力の低下や不足、理解力の不足や低下、知識や情報の不足
⑥	介護負担と認知症	虐待者側：介護疲れ・介護ストレス 被虐待者側：認知症の症状

厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」令和5年3月,p9 1.

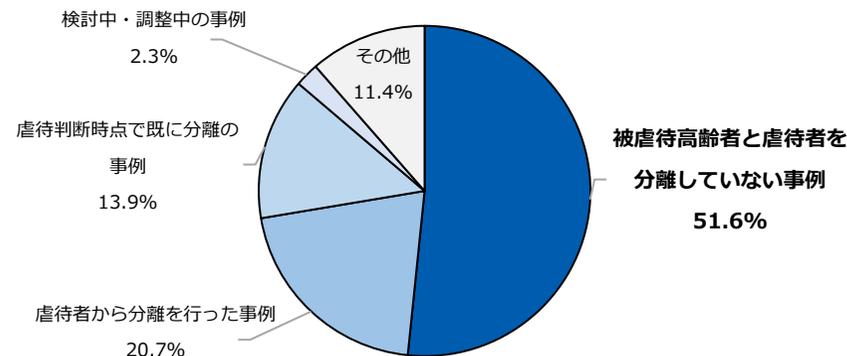
養護者による虐待への対応

- 虐待等による死亡事例は37名であり、昨年度（令和2年度）より12名増加。
- 虐待の事実が認められた事例への対応としては、分離を行った事例が20.7%、分離していない事例が51.6%となっている。

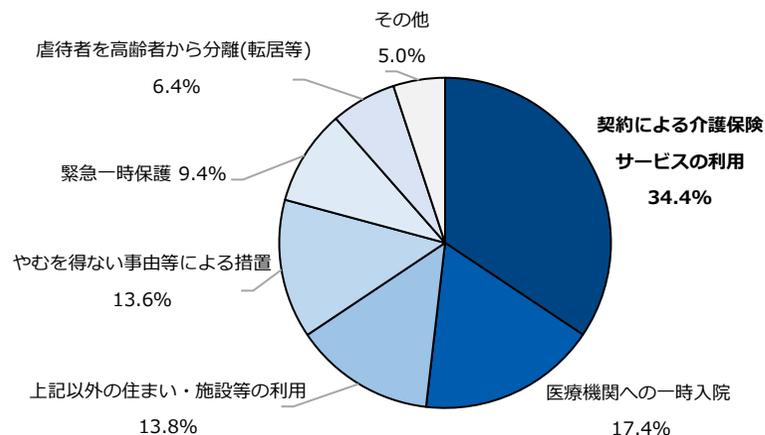
虐待等による死亡事例

事件形態	人数
養護者による被養護者の殺人（心中未遂を除く）	13
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	4
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	9
心中(養護者、被養護者とも死亡)	2
心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）	0
その他	6
不明	3
合計	37

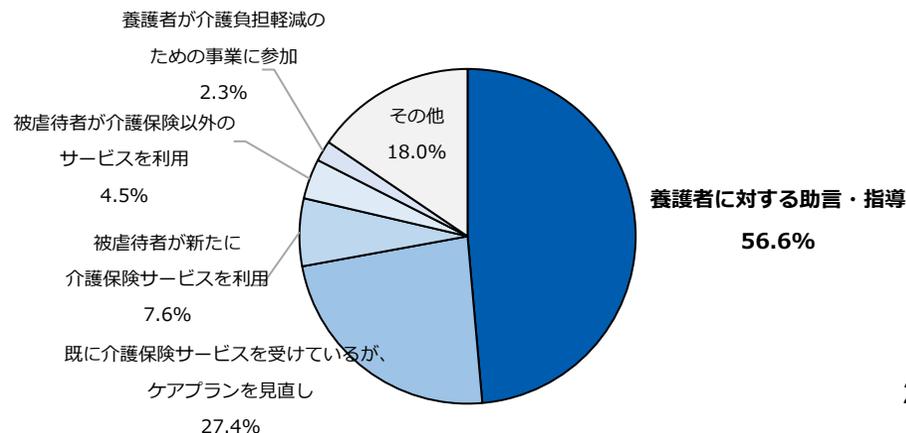
虐待の事実が認められた事例への対応



分離を行った事例の対応



分離していない事例の対応



■老人福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」（第9条2項）及びそのための「居室の確保」（第10条）

■高齢者虐待防止法第9条第2項；一時的に保護するために迅速に老人福祉法第20条の3に規程する**老人短期入所施設**等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項（**居宅サービスの措置**）若しくは第11条第1項（**養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託**）の規程による措置を講じ、又は適切に同法第32条の規程により（**市町村長による成年後見制度の**）**審判の請求**をするものとする

- 契約ではない、行政処分としての入所・在宅サービス導入
- 本人の同意は原則は必要、家族の同意は不要
- セルフ・ネグレクト、居所がなくなる、虐待になりそうな事例にも措置は適用可
- 本人の生命・身体の保護のため必要があれば躊躇すべきではない

- ・老人福祉法第11条第1項**第1号** **養護老人ホームへの措置**
- ・老人福祉法第11条第1項**第2号** **やむを得ない事由による措置**による入所・在宅サービスの利用
 - * 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能居宅介護、認知症対応型行動生活介護、特別養護老人ホーム
- ・老人福祉法第11条第1項**第3号** **養護受託者への養護委託**
 - * 社会福祉法人等の団体の長（養護受託者）への養護委託による、医療機関や老人保健施設等への入院・入所が可能

■面会制限（第13条）

- 高齢者虐待防止法に基づく面会制限は、老人福祉法第11条第1項第2号（**特別養護老人ホーム**への措置）及び第3号（**養護委託**）の措置の場合のみ
 - * 老人福祉法第11条第1項1号の**養護老人ホーム**への措置時に、**高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の権限は行使できないことに注意！**
- 上記以外の施設等に措置した場合は、施設長・医院長等の権限で**施設管理権**に基づき面会を制限することができる

■立入調査（第11条）及び警察署長への援助要請（第12条） 「**生命・身体に重大な危険が生じているおそれ**」

■成年後見制度の市町村長申立（第9条2項、第27条第2項 財産上の不当取り引きによる被害の防止等）

《参考資料》 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

[当財団について](#) | [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#) | [アクセス](#) | [検索](#) | [X](#)

[ホーム](#) > [高齢者権利擁護推進事業](#) > [養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集](#)

高齢者権利擁護推進事業

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

介護サービス事業所において「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止」に取り組む際に参考になる情報や資料等をまとめました。

※リンク先のホームページの変更・削除によりリンクがとばない場合や、資料のダウンロードができなくなっている場合もありますので、御了承ください（令和3年8月末更新）。

[1. 高齢者虐待のとらえ方](#)

高齢者権利擁護推進事業

保護中: 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修『研修資料・動画視聴専用ページ』

保護中: 『介護サービス事業管理者等「高齢者虐待防止研修」動画

《高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用》

4. 高齢者虐待防止等に関わる虐待防止、予防のチェックリストの活用

公益財団法人東京都福祉保健財団が作成したツールです。改変して使用される場合は、必ず出典を明記の上改変した資料であることがわかるようにしてご使用ください。

介護支援専門員等向けの「虐待の芽チェックリスト（相談援助職版）」を新たに作成しました（令和3年8月）。

1. 虐待の芽チェックリスト

- [虐待の芽チェックリスト活用例](#) [PDF : 266KB]
- 虐待の芽チェックリスト
 - (1) [訪問サービス版](#) [PDF : 218KB]
 - (2) [通所サービス版](#) [PDF : 218KB]
 - (3) [入所施設版](#) [PDF : 220KB]
 - (4) [相談援助職版](#) [PDF : 235KB]

2. 高齢者虐待防止のセルフチェックリスト [PDF : 190KB]

3. 高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト [PDF : 318KB]

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかななければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その1

* 指定訪問介護事象者の場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

3 運営に関する基準

(9) 運営規程

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第7号)

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事象(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)

(31) 虐待の防止

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・ 虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・ 虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

* 指定訪問介護事象者の場合

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その3

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

* 指定訪問介護事象者の場合

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

施設は年2回以上

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)

(令和3年3月26日)

【全サービス共通】

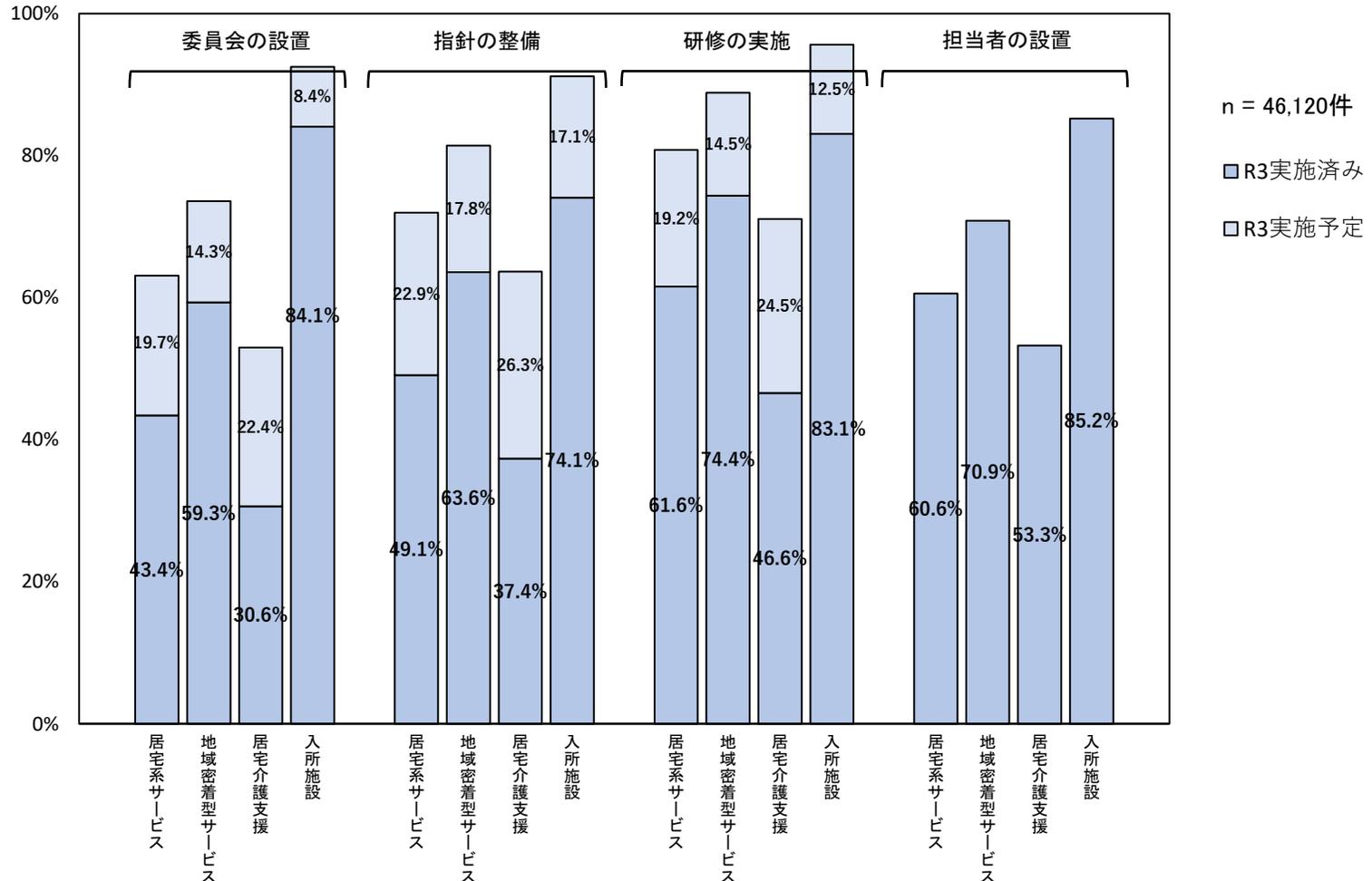
問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

令和3年度 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備状況

○令和3年度（経過措置の1年目）の介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備状況は、各項目においては、約5割～6割の整備状況となっており、特に居宅系サービスにおいては、令和6年4月からの義務化に向けて集団指導等における周知が必要である。



令和3年度基準省令改正への対応例など参考資料



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問

カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 高齢者虐待防止に資する

・ 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

1. 研修・検証等にご活用いただける調査研究事業等

(1) 老人保健健康増進等事業（再掲）

〈都道府県・市町村向け〉

- ・【令和3年度】[高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業（株式会社NTTデータ経営研究所）](#)
- ・【令和3年度】[高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)（報告書／検証の手引き）
- ・【令和2年度】[高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業（公益社団法人日本社会福祉士会）](#)
- ・【平成29年度】[高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)

〈施設・介護サービス事業者向け〉

- ・【令和3年度】[介護保健保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）](#)（報告書／報告書別冊）
- ・【令和3年度】[介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（株式会社日本総合研究所）](#)（報告書／追補版）
- ・【令和2年度】[介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究（MS&ADインターリスク総研株式会社）](#)
- ・【令和2年度】[車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究（株式会社日本総合研究所）](#)
- ・【平成21年度】[高齢者虐待の防止及び認知症介護の質向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

主な参考資料・参考文献

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成30年3月、令和5年3月。
- 厚生労働省 平成18年度～令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
- 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』平成13年3月
- (社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- 認知症介護研究・研修仙台センター平成29年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の共有・解決に関する調査研究事業」平成30.3
- 令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」MS&ADインターリスク総研株式会社。
- 令和2年度老健事業「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書」日本社会福祉士会
- 令和3年度老健事業「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業報告書」株式会社NTTデータ経営研究所
- 令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き 追補版」
「介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業」株式会社日本総合研究所
- 日本社会福祉士会「2023年度 高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会」厚生労働省 乙幡美佐江氏(高齢者虐待防止対策専門官)作成資料